

2025 湘南コモドアズカップ

主 催 : JSAF 加盟団体 外洋湘南
日 程 : 2025 年 11 月 22 日(土)
開 催 地 : 葉山マリーナ (神奈川県三浦郡葉山町堀内 50-2)

レース公 示 NoR

[NP] は、艇は他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、規則 60.1(a)を変更している。
[SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは規則 63.1 および付則 A 5 を変更している。

【序】 湘南コモドアズカップは、外洋湘南を構成する下田、伊東、熱海、真鶴、江の島、逗子、葉山、葉山マリーナ各ヨットクラブの親睦と外洋湘南の活性化を図ることを目的とする。

1. 【適用規則】

- 1-1 セーリング競技規則 2025-2028 (以下 RRS) に定義された規則を適用する。
- 1-2 湘南コモドアズカップ 帆走指示書
- 1-3 湘南コモドアズカップ レース公示
- 1-4 RRS 付則 UF (アンパイア制フリートレース)

2. 【帆走指示書】

帆走指示書は 2025 年 11 月 15 日までに外洋湘南 HP に掲載する。

3. 【コミュニケーション】

公式掲示板はレース本部に設置する。

4. 【参加資格及び申込み】 [NP]

- 4-1 下田、伊東、熱海、真鶴、江の島、逗子、葉山、葉山マリーナ各ヨットクラブのコモドアもしくはそれに準ずる者を中心としたチームとする。
- 4-2 各チームの中心となる者は、外洋湘南の会員であること。
- 4-3 参加を希望するチームは 11 月 1 日までに実行委員会にメールで参加の申し込みを送信すること。
- 4-5 競技に使用する艇は(一社) NST 所有の「YAMAHA-30」4 艇であるため、実行委員会は参加各チームに対し協議、調整を行う場合がある。

5. 【参加料】

- 5-1 レース参加料：32,000 円（消費税込）
- 5-2 参加料は下記銀行口座へヨットクラブ名で振込むこと。
三井住友銀行 溝ノ口支店 普通預金
口座番号 6900283
口座名 外洋湘南 会計 作田智恵子

6. 【提出書類】

レース当日の艇長会議開始時刻までに出艇申告書を兼ねた乗員登録書をレース本部に提出すること。この書類は各チームの連絡責任者に直接メールで送達する。

7. 【日程】

- 7-1 本大会は 2025 年 11 月 22 日(土)に開催し、以下は当日の時刻のみ記載する。
- 7-2 08：00 レース本部オープン（葉山マリーナ エメラルドルーム）
- 7-3 08：30 艇長会議（同上）
- 7-4 15：30 表彰式（葉山マリーナ エメラルドルーム）
- 7-5 17：00 レース本部解散
- 7-6 レース予定時刻
09：55 第 1 レース予告信号予定
第 1 レース終了後引き続き第 2、第 3 レースを行う。本大会は上下回航レースを 3 レース予定し、1 レースの完了で本大会は成立する。

8. 【開催地】

レース海面 ： 葉山マリーナ沖
レース本部 ： 葉山マリーナ内

9. 【コース】

風上/風下コース、4 レグ

10. 【ペナルティ方式】

ゾーン外における規則第 2 章違反のペナルティは 1 回転とする。（RRS44.1 の変更）

11. 得点 各艇の本レースの得点は、完了した全てのレースの得点合計とする。

12. 【ボートとセール】

- 12-1 実行委員会は、レース艇 YAMAHA30S 4 艇を用意する。
- 12-2 各レース艇には、メインセール 1 枚、ジブセール 1 枚、スピネーカー 1 枚が用意される。
- 12-3 配艇は実行委員会が無作為抽出により各チームに割り当てる。

13. 【クラブ旗】

コモドアは所属クラブ旗（縦 60cm 以下×横 100cm 以下）を 1 枚用意し、レース中、自艇のスターンに掲揚すること。

14. 【賞】

優勝したクラブには、2025 湘南コモドアズカップチャンピオンフラッグが授与される。

15. 【リスクステートメント】

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

16. 【使用艇に損傷を与えた場合】

16-1 使用艇は下記条件でヨット・モーターボート保険に加入している（一部抜粋）

＊船体保険 300万円 免責 30万円

（但し償却が発生するリギン類の破損があった場合は免責金額を上回る場合がある。）

16-2 以下紛失の場合は実費負担

ウインチハンドル：18,500 円/1 本

抗議旗（Y 旗）：6,000 円/1 本

識別旗、B 旗、損傷旗：各 4,000 円/1 枚

17. 【問い合わせ先】

外洋湘南事務局：sorc@jsaf.or.jp（090-7847-4658）

レース本部（11 月 22 日のみ） 090-9349-6132（吉川）

以上